内容証明書用紙

通知書

当社は、札幌市中央区南三条西一九丁目一番二号豊富商事株式会社から、御社に対する建築資材各種の売掛債権全額の譲渡を受けました。

したがいまして、右債権については、当社にお支払いただくようお願いいたします。

なお、他にお支払になると、二重に支払をしなければならない事態となりますので、十分にご注意ください。

平成二三年八月一七日

札幌市東区北五二条東一六丁目四番地
徳川建設株式会社
代表取締役　山本太郎

札幌市西区福井一一丁目二番三号
伊達産業株式会社御中

失敗例その2：債権譲渡の例

売掛金などの債権を譲り受けることは，債権回収に有用な手段の一つとして，多用されているようです。

しかし，売掛金などの債権（「指名債権」と呼ばれるもの）を譲り受けた場合，債務者に対して債権譲渡を受けたことを主張したり，譲渡人（元の債権者）二重，三重に譲渡してしまった場合に優先的に支払を受けることができると主張するためには，一定の要件を備える必要があります。

借用書などの債権証書を譲り受けただけの場合はもとより，債権譲渡証書を作成しただけでは，債務者や第三者に対して債権を譲り受けたことを主張することはできないのです。

譲渡通知，債務者の承諾と呼ばれるもので，民法４６７条は，次のように定めており，譲渡通知による場合には，内容証明郵便が用いられるのが通例です。

（指名債権の譲渡の対抗要件）
第４６７条　指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
２前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない

そして，間違っていけないことは，この通知は，譲渡人，つまり元の債権者が送らなければならないということです。

この内容証明郵便の例は，この点を間違えて，譲り受けた人が自分で通知したもので，内容は一見もっともらしいのですが，何の役にも立たないものなのです。